久喜市告示第３９４号

久喜市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり公布する。

令和８年１０月２２日

久喜市長　　貴　　志　　信　　智

別紙のとおり

久喜市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱（令和６年久喜市告示第１１５号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

第４条第１号に掲げる事業	一の保育所等につき　年額５，２９０，０００円

」

を

「

第４条第１号に掲げる事業	一の保育所等につき　年額５，７９８，０００円

」

に、

「

第４条第３号に掲げる事業	一の保育所等につき　年額２，２３２，０００円

」

を

「

第４条第３号に掲げる事業	一の保育所等につき　年額２，５３３，０００円

」

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の久喜市医療的ケア児保育支援事業

補助金交付要綱の規定は、令和８年４月１日から適用する。